

生活保護のしおり



- 年をとって、^{しゅうにゅう}収入がない
- 病気や^{しょうがい}障害で、^{はたら}働けない
- 収入が少なく、生活できない
- 子どもが小さく、思うように働けない
- 収入が少なく、^{いりょうひ}医療費の^{しはら}支払いに^{こま}困っている

このような方は、民生委員、水戸市役所にご相談ください。

水戸市福祉事務所（水戸市役所 生活福祉課）

目 次

生活保護とは

保護を受けることは国民の権利です	1
能力の活用	2
資産の活用	2
世帯単位の原則	2
保護はこんなときに受けられます	3
保護の種類	4

生活保護を受けると

権利として保障されること	6
義務として守ること	6
扶養義務者からの援助	7
他の制度の活用	7
保護費の支給方法	8
保護費の返還	8
医療機関などにかかりたいとき	9
介護を受けたいとき	10
一時扶助について	11
問い合わせ・相談先	12

生活保護とは

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、^{りべつ}離別や^{しゅうにゆう}死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や^{いりようひ}医療費の^{しはら}支払い等に困ることがあります。

このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用してもなお、生活ができない場合に、国が定めた最低生活費に不足する分について、お金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、自分の力で生活をしていけるように手助けをするのが生活保護制度です。

■保護を受けることは国民の^{けんり}権利です

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で^{さいていげんど}文化的な最低限度の生活を営む^{けんり}権利を有する」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。したがって、生活に困っているときは、生活保護法の定める^{ようけん}一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。



■能力の活用

働くことができる方は能力に応じて働き、自分の力で生活できるよう努めてください。ただし、病気や障害などにより働くことが難しい方は、医師などの意見をもとに、その方に合った支援をしていきます。

※暴力団員には原則として保護を適用しません。急迫した状況にある場合を除き、申請は却下します。

■資産の活用

預貯金、生命保険、貴金属、自動車、不動産などの資産は処分して生活費にあててください。ただし、個別の事情により保有や使用が認められる場合がありますので、ご相談ください。

※ようほごせたいむけふどうさんたんぽがたせいかつしきんかじつけせいど要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度

一定の居住用の不動産を所有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯の方については、その不動産を担保とした貸付制度があります。福祉事務所や社会福祉協議会に相談してください。

■世帯単位の原則

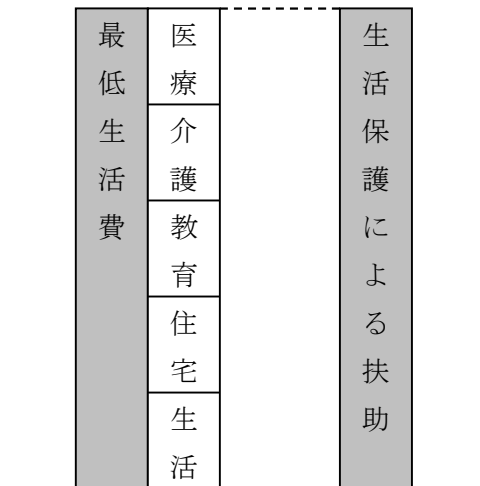
生活保護は、原則として世帯単位で保護が必要かどうか判断します。生計をともにしている方々は同一世帯となります。

■保護はこんなときに受けられます

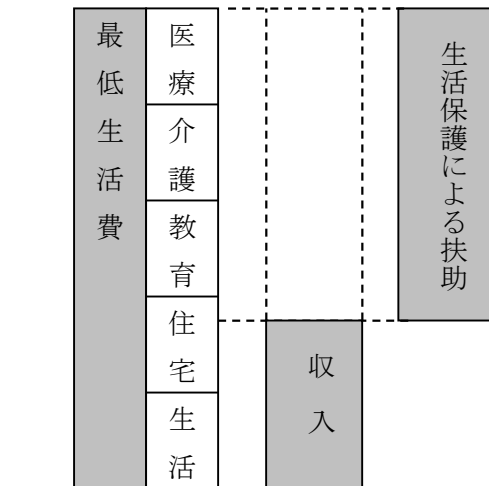
国が定めている基準(最低生活費)に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

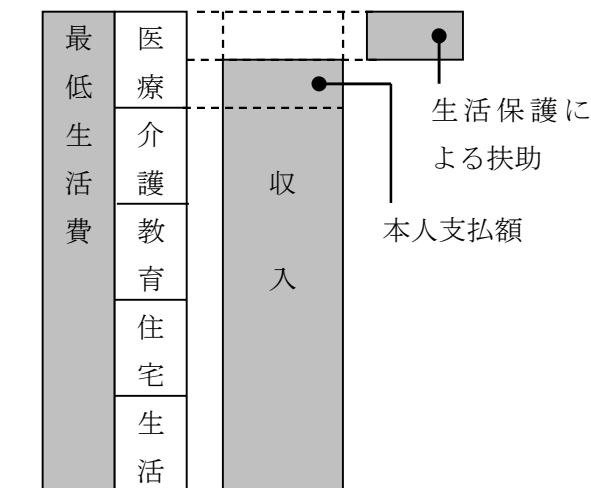
①収入が全くない場合



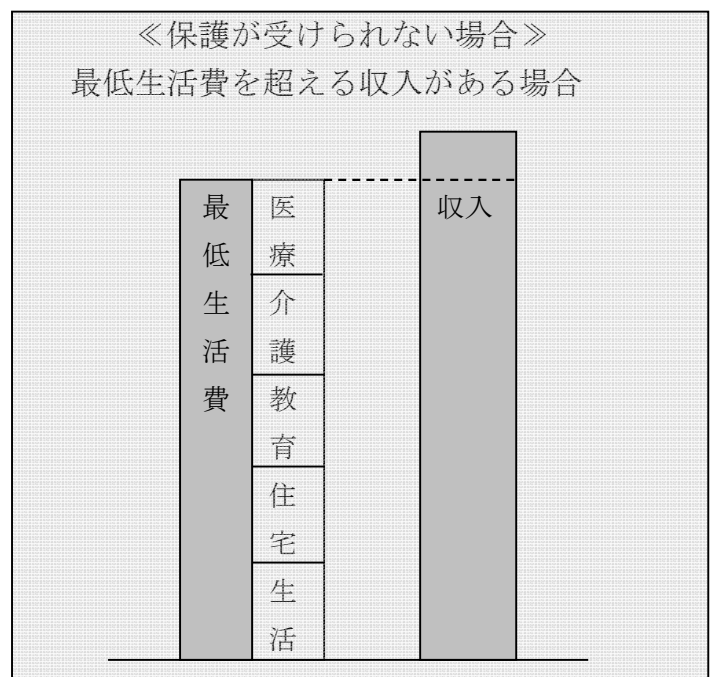
②いくらか収入がある場合



③収入はいくらかあるが医療費の支払いができない場合



《保護が受けられない場合》
最低生活費を超える収入がある場合



■最低生活費とは

それぞれの世帯の状況に応じて、国が定めた基準をもとに計算された1か月の生活費です。

■収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

■保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

○生活扶助せいかつ

食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道などの日常のくらしのための費用

○住宅扶助じゅうたく

家賃・地代ちだいや住宅の補修ほしゅうなどの費用

○教育扶助きょういく

小学校・中学校の義務教育にかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用

○医療扶助いりょう

病気やけがちりょうの治療にかかる費用

○介護扶助かいご

介護サービスをうけるための費用

○出産扶助しゅつさん

出産するための費用

○生業扶助せいぎょう

仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校に就学するための費用

○葬祭扶助そうさい

火葬かそう・納骨のうこつなどのための費用

※なお、小・中学校の入学準備、出産準備など臨時的りんじてきに必要な費用を支給することがありますので、必要な場合は前もって福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

生活保護を受けると

次のような費用等は、生活保護受給中は免除^{めんじょ}や減額^{げんがく}されたり、または資格を失うこととなりますので、それぞれにつきまして必要な申請や届出の手続をお願いします。

免除・減額されるもの	資格を失うもの
国民年金 ^{ほけんりょう} の保険料	こくみんけんこうほけんしょう 国民健康保険証
住民税	こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう 後期高齢者医療被保険者証
こていしさんぜい 固定資産税	いりょうふくしひじゆきゆうしゃしょう マルふく 医療福祉費受給者証 (福受給者証)
高校の入学金等	
保育所の保育料	
じゆしんりょう NHKの受信料	



■権利として保障されること

- 1 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 2 保護費は、税金^{ぜいきん}をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 3 福祉事務所がおこなった保護の申請^{きやつか}の却下^{へんこう}、保護の変更^{ていし}、停止、または廃止^{はいし}などの決定内容に納得^{なっとく}できないときは、不服^{ふふく}の申し立てをすることができます。不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日^{よくじつ}からかぞえて3ヶ月以内に茨城県知事または水戸市長に対して不服の申し立て(審査請求^{しんさせいきゆう})をすることができます。

■義務として守ること

- 1 保護を受ける権利は、他人に譲^{ゆず}ることはできません。
- 2 病気の方は、早くなおるように治療^{せんねん}に専念してください。
- 3 働くことのできる人は、能力に応じて働いてください。
- 4 ムダな支出はさけて、生活の維持向上につとめてください。
- 5 次のような場合は、必ず届け出をしてください。
 - (1) 家族の人員が増えたとき、減ったとき
 - (2) 働くようになったとき、働けなくなったとき、また仕事が変わったとき
 - (3) 収入が増えたとき、減ったとき
 - (4) 引っ越しをしようとするとき
 - (5) 医療機関にかかるとき
 - (6) 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき

- (7) 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき
 - (8) 年金や手当が受けられるようになったとき、受けられなくなったとき
 - (9) 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき
 - (10) その他、生活状況に変わったことがあったとき
- 6 あなたの生活の維持、向上、その他保護の目的達成のために、福祉事務所から必要な指導、指示をすることがありますので、そのときは従ってください。(従わない場合、保護を変更、停止、または廃止される場合があります。)

■扶養義務者からの援助

親・子ども・兄弟姉妹などから、援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して援助を受けてください。援助には、お金の仕送りなどの金銭的な支援や訪問・電話のやりとりなどの精神的な支援があります。なお、援助を受けられる場合であっても、生活保護を利用することができないということにはなりません。ご親族に対して、援助の可否について調査を行いますが、DV や虐待から避難しているなどの特別な事情がある場合は、地区担当員(ケースワーカー)にご相談ください。

■他の制度の活用

年金、各種手当、医療助成など生活保護以外の制度で活用できるものがある場合は、給付等を受ける手続きをしてください。

■保護費の支給方法

保護費の支給は、原則として、毎月5日までにその月分をあなたの預金口座に振り込むか、市役所の窓口で直接お渡しします。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。医療費など保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接関係先に支払うものもあります。

■保護費の返還

せっぱつまった事情のため、本来、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合は、すでに支給された保護費（医療費等を含む）を、あとから返していただくこととなります。

たとえば、次のような場合です。

- 保有を認められない土地などの資産を売却したとき
- 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- 各種の年金・手当をさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故の示談金（慰謝料など）・補償金等を受け取ったとき
- 財産を相続したとき

また、事実と異なる申請をしたり、収入の申告をしなかったりして、不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として、これまでに受けた保護費をあとから徴収されます。さらに不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により処罰されることがあります。

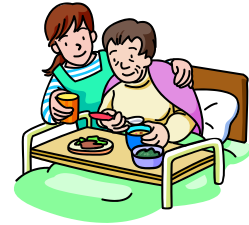


■ 医療機関などにかかりたいとき

- 1 医療機関にかかるときは、「医療券^{いりょうけん}」が必要です。福祉事務所の窓口で申請し医療券を受け取ってから、発行された「医療券」を医療機関に提出し受診してください。
- 2 健康保険を使える方も同様に「医療券」の交付を受けて、保険証^{ほけんしょう}をそえて医療機関に提出して受診してください。
- 3 柔道整復（接骨院）、あん摩マッサージ、はり・きゅうにかかる場合は、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- 4 休日や夜間など福祉事務所が閉まっているときに、急病で医療機関にかかるときは、福祉事務所から送付された一番新しい「生活保護決定通知書」や「（生活保護）受給者証」などにより保護を受けていることを医療機関の窓口で説明して受診してください。なお、この場合は、必ず、すみやかに福祉事務所に連絡してください。
- 5 修学旅行^{しゅうがくりょこう}や共同宿泊学習^{きょうどうしゅくはくがくしゅう}などの学校行事に参加するときは、福祉事務所で修学旅行等用の「受給者証」を交付しますので、学校からの通知をそえて申し出てください。
- 6 その他
 - （1） 「医療券」などを取りに来られないときは、必ず福祉事務所の地区担当員に連絡してください。
 - （2） 健康診断^{しんだんしょ}を受けるときや診断書が必要なときは、必ず事前に福祉事務所の地区担当員に相談してください。

^{こくみんけんこうほけん}国民健康保険に加入している方が、生活保護を受けることになった場合、医療費は生活保護から全額給付となりますので、保険証^{へんかん}を発行元の市町村役場に返還してください。

■介護を受けたいとき



＜かいごほけん介護保険に加入している方＞

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- ① 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- ② 健康保険に加入している40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）

※介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」が生活保護から給付されます。

- 1 介護サービスを受けるためには、「ようかいごにんてい要介護認定」を受ける必要がありますので、市町村の介護保険窓口にご相談してください。
- 2 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- 3 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。

＜介護保険に加入していない方＞

次の方は、生活保護を受けている間は、介護保険に加入できないことになります。

- ① 健康保険に加入していない40歳から64歳までの方

※介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。

- 1 介護を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 2 要介護認定をうけたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 3 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。

ケアプラン作成にあたっての注意

- 作成しようとするときのほか、変更しようとするときも、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- ケアプランを作成したとき・変更したときは、ケアプランの写しを福祉事務所に提出してください（提出がないと、介護を受けられないことがありますので注意してください。）。)
- ケアプランは、必ずちいきほうかつしえん地域包括支援センター又はきょたくかいごしえんじぎょうしゃ居宅介護支援事業者に依頼して作成してください。
- しきゅうげんどがく支給限度額を超えるケアプランは作成できませんので注意してください。

■一時扶助について

生活保護には、8種類の扶助と臨時的な支出に応じた一時扶助などがあります。

以下の一時扶助が必要なときは、福祉事務所へ事前に相談・申請をしてください。

<一時扶助とは>

毎月支給される保護費には、最低生活費として必要なものは全て含まれています。しかし、入学・転居・通院など、保護費のやり繰りではこれらの支出をまかないきれない場合があります。このようなとき、一時的に一定の支給ができます。

- 被服費（布団・おむつ等）
- 入学準備金（小中学校の入学準備に必要な費用）
- 家具什器費
- 配電・水道等設備費
- 引っ越しの際の敷金等
- 家屋補修費
- 入浴設備の付設費
- 治療材料（眼鏡、つえ等）の費用
- 施術費用
- 通院交通費

その他

- それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、これらの項目が全て支給されるとは限りません。また、上記以外の項目でも支給対象となる場合がありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。
- 支給にあたっては、領収書などの書類が必要になります。

■問い合わせ・相談先

○ふくしじむしょちくたんとういん福祉事務所地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員は、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、定期的に家庭訪問などをして生活状況を聞き、保護の決定に必要な調査を行っております。

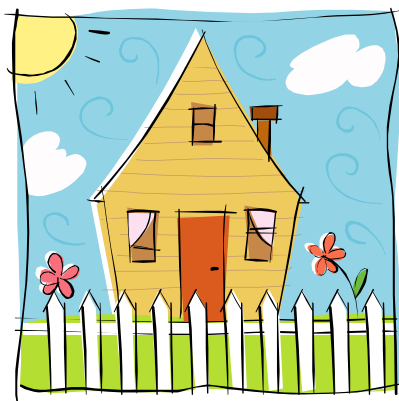
また、保護を受けている世帯が、生活の維持・向上や自分の力で生活できるようになるためにはどうすればいいのかを、いっしょに考え、必要な助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したときに、あなたがるす留守のときは、れんらくひょう連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

○みんせいいいん民生委員

民生委員は、福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。生活に困ったことや、悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

ひみつ秘密は守りますので、何か困ったことやわからないことがありましたら、いつでも相談してください。





発行／水戸市役所生活福祉課

TEL /029-232-9171(直通)